

「保険医療機関及び保険医療療養担当規則」 第五条の三に基づく掲示

当院は、「入院時食事療養（I）」の届出を行っております。

管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。

【参考】入院時食事療養費（10割負担の場合の価格）

入院時食事療養費（I）／1食につき	690円
-------------------	------

※特別食を提供したときは、1食につき76円を加算。

実際には、患者さんの所得に応じた負担額が設定され、お支払いいただく金額が異なります。



一般の方	指定難病の方	住民税非課税世帯の方	住民税非課税世帯の方で、過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者
1食につき 510円	1食につき 300円	1食につき 240円	1食につき 190円	1食につき 110円